

前橋市粗大ごみ予約受付システム導入及び保守運用業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、前橋市（以下、「本市」という。）が粗大ごみ予約受付システムを導入するにおいて、有効な提案を募り、技術面、経費面ともに最良な提案事業者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものです。

1 業務名

業務名は、「前橋市粗大ごみ予約受付システム導入及び保守運用業務」とします。

2 業務の目的

市民に、24時間365日WEB上で粗大ごみの収集を申し込めるシステムを提供することにより、市民の利便性の向上と市の事務効率化を図ることを目的とするもの。

3 契約期間

各業務の契約期間は、次のとおりとします。(2)の契約については、(1)の業務を請け負う事業者と契約を締結します。

(1) 導入設計業務

令和6年度中の契約締結日から令和6年12月31日まで

(2) 保守及び運用業務

令和7年1月1日から令和11年3月31日まで

4 本業務委託における本市の予算額

令和6年度予算額：2,489,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 参加資格

次に掲げる条件を全て満たし、事業を安定的・円滑に実施できること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (6) 本市の令和6・7年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目に「大分類：情報処理、小分

- 類：システム開発・保守」が含まれていること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム認証（ISO/IEC27001）されていること、又は、同等の基準、管理手法で個人情報を取り扱うことができること
- (8) プライバシーマーク付与事業者であること
- (9) 他自治体で粗大ごみ受付管理システムの納品実績があること。

6 選定及び契約方法

(1) 本事業の受託者選定方法

本事業の受託者選定は、書類審査による審査点及びプレゼンテーション審査会による審査点の総合点で審査を実施し、評価が最上位である者を優先交渉事業者とし、契約交渉を行います。この結果に基づき、本事業の契約の相手方となる事業者と本市は、随意契約を締結します。

なお、先行の作業工程が完了するまで、後続の作業工程における契約は締結しません（次のアからウまでの工程を参照）。

ア 導入設計業務 契約締結

イ 導入設計業務 業務完了 → 完了検査 → 検査結果合格

ウ 保守及び運用業務 契約締結

(2) 事業費の提出

本事業の受託者選定にあたっては、前述のとおり審査を行いますが、価格点については、**本実施要領及び仕様書で示す総事業費で価格点を審査**するため、**様式6を使用して事業費を算出し、全ての項目について見積額を提出**してください。

(3) その他

本システム導入は、令和7年1月1日から「本稼働」できるスケジュールであることを選定の必須条件とします。なお、ここでいう「本稼働」は本市職員の検証作業・操作研修まで終え、日常業務を行える状態であることをいいます。

7 スケジュール

プロポーザル実施による優先交渉事業者の選定に関するスケジュールは、以下のとおりとします。

項 目	期 間・期 日
■プロポーザル公示日	令和6年6月26日（水）
■プロポーザル実施要領・仕様書の公表	令和6年6月26日（水）～
■質問受付期間	令和6年6月26日（水）～7月2日（火）
■質問への回答期限	令和6年7月9日（火）
■提案書等の提出期限	令和6年7月17日（水） 午後3時まで ごみ収集課あて提出
■プレゼンテーション審査会の開催	令和6年7月26日（金） 時間、場所は後日連絡します。
■審査結果通知書の交付（郵送等）	令和6年7月29日（月）～7月31日（水）
■優先交渉事業者との契約交渉	令和6年8月1日（木）以降
■契約締結予定日	令和6年8月下旬予定

8 参加手続きについて

【提出書類Ⅰ】

項目	説明	備考
様式1	応募申請書	代表者印を必ず押印すること。
様式2	誓約書	代表者印を必ず押印すること。

【提出書類Ⅱ】

項目	説明	備考
様式3	提案書表紙	代表者印を必ず押印すること。
提案書	本事業における提案	様式4「提案項目」に記載されている内容を盛り込んだ提案書を作成すること。提案書は任意の書式で構わない。
様式5	機能一覧	対応可能な機能について、様式5に入力すること。 Excel形式で提出すること。
様式6	参考スケジュール及び概算見積	様式6に見積額を記載し、見積の積算根拠として内訳書を添付すること。 内訳書は任意の書式で構わない。
様式7	業務実施体制申告書	
会社概要	会社の規模や主たる事業内容など	任意書式で構わない。
法人登記簿謄本		原本を提出すること。提出日から遡って3か月以内に発行されたもの。
決算書		提出日からみて直近のもの。

「5 応募資格」をすべて満たし、本プロポーザルに応募する事業者は、上記の提出書類Ⅰ及び提出書類Ⅱを提出してください。

- (1) 受付期間は令和6年6月26日（水）から令和6年7月17日（水）
- (2) 提出方法は持参又は郵送（一般書留・簡易書留）により、提出してください。
- (3) 提出先は後述する16のとおり
- (4) 提出書類Ⅰは各1部ずつ作成し、提出してください。
- (5) 提出書類Ⅱについて
 - ア 正本1部
 - イ ファイル（副本）1式（CD又はDVD）

提出する媒体は、審査資料として扱うため、正本との整合性を確保した上でWindows 10 Professionalで稼働する端末において判読可能な形式で提出してください。

また、提案書を構成するファイルについては、Microsoft Office 2016又はAdobe Readerで閲覧可能なファイル形式としてください。
- (6) 提出書類の取り扱い
 - ア 提出書類Ⅱの様式

A4版の両面印刷で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合には、片面印刷でA4サイズに折り込み、提案書が様式単位で複数ページになるときは、右肩に番号を振ってください。

例) 1 / 2 2 - 1
 - イ パンフレット等の添付書類

別綴じとし、散逸しないように冊子としてまとめてください。

ウ 追加書類

提案書等の他に、審査、選考上、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

エ 記載内容の変更等の禁止

提案書等を一度提出後、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

オ 提出書類の返却

提出された提案書等及び添付資料は返却しませんので、ご了承ください。

カ 費用について

応募に要する一切の費用は、提案者の負担とします。

キ 資料の取り扱い

① 本市から提供する資料

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

② 本事業の応募資料

本事業の選定作業以外の目的では使用しません。他団体に、提供することは一切なく、資料は厳重に保管いたします。保管期間経過後は、速やかに廃棄します。

9 参加の辞退

- (1) 参加表明後に、やむを得ず本プロポーザルを辞退する場合は、参加辞退届（様式8）を提出してください。
- (2) 本事業への参加を辞退したことにより、他の事業への不利益は生じません。

10 質問票の提出

- (1) 本提案依頼に関する質問については、質問票（様式9）を使用して後述する提出先までメールにより送付してください。質問に対する回答は、メールで回答するとともに、質問内容及び回答をまとめたものを本市ホームページに掲載します。
なお、質問は、提案書等の作成に係る質問に限るものとし、**審査に係る質問は一切受け付けません。**
- (2) 提出期限は令和6年7月2日（火）までとします。
- (3) 質問に対する回答は、令和6年7月9日（火）までに回答します。

11 審査

本プロポーザルにおいては書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。審査は、別紙「前橋市粗大ごみ予約受付システム導入及び保守運用業務審査基準」に基づき実施し、評価が最上位である者を優先交渉事業者とします。

- (1) プレゼンテーション審査の実施内容は次のとおりとします。
 - ア 1事業者当たりのプレゼン時間：20分間（提案10分、質疑応答10分）
 - イ 1事業者の参加可能人数：5人以内（機材等の設営を含めた人数）
 - ウ プレゼン実施の順番：申込順
 - エ 実施内容：提出された提案書に基づく口頭説明及び審査委員から参加事業者への質疑

※ パワーポイント等を使用する場合は、市側においてはスクリーンのみを準備して

おくため、パソコンやプロジェクター等の必要機材は、事業者にて用意すること。

(2) 優先交渉事業者選定

ア 審査の結果、各審査委員の合計点が最上位となる者を優先交渉事業者とし、次に優れた事業者を次点交渉事業者とします。

イ 最上位となる者が複数の場合はくじ引きで優先交渉事業者と次点交渉事業者を選定します。

(3) 優先交渉事業者への通知

優先交渉事業者の決定後、速やかに採用通知を送付します。優先交渉事業者以外には、不採用通知を送付します。

(4) その他

審査内容、審査結果に関する異議申し立ては、一切認めません。

(5) 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとします。

1 2 優先交渉事業者の決定

審査会は、提案書等を公平かつ客観的に評価し、本事業を委託するにあたって最も優れた提案事業者（優先交渉事業者）、次に優れた提案事業者（次点交渉事業者）を決定します。

なお、優先交渉事業者及び次点交渉事業者の決定にあたっては、必要に応じて面談を実施し、見積前提条件等の確認を行う場合があります。

1 3 契約交渉

(1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は本市との交渉により、決定します。

(2) 優先交渉事業者との交渉が不調に終わった場合、次点交渉事業者と交渉する場合があります。

1 4 失格条項等

本事業の参加表明者が次の事項に該当した場合は、審査の上、失格とします。

(1) 提案書等の提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(2) 書類審査で、以下に該当する場合

ア 機能一覧の必須項目が対応不可又は空白の場合

イ 様式6の提案見積額の導入設計・検証、今年度運用費の合計が本業務委託契約における本市の予算額を超えている場合

(3) 提案書等の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合

(5) 実施要領に定められた以外の手法により、事務局又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合

(6) 応募申請書提出期限以降において、指名停止の措置を受けた場合

(7) 実施要領に違反又は逸脱した場合

1 5 その他

- (1) 応募者は、いかなる場合においても提案時及び本契約の履行中に知り得た情報（業務に係る事項及び付随する事項）に関して機密保持を行うこと。
- (2) 本実施要領に定めのない事項については、本市と協議のうえ、取り決めるものとします。
- (3) 本業務の提案にあたっては、本書内容に関するものに限りします。
- (4) 本業務は、令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金の採択を受け、実施するものであるため、関係書類や技術的援助を求められた場合には対応すること。
- (5) 契約保証金は原則必要となります。
ただし、優先交渉者が免除規定を満たしている場合は契約保証金が免除になる場合があります。

16 提出先・問い合わせ先

〒371-0854

群馬県前橋市大渡町1-19-5

前橋市 環境部 ごみ収集課 ごみ収集係

担当：田所（たどころ）・星野（ほしの）

TEL：027-253-1009（直通）

FAX：027-254-3396

Email：gomisyusyu@city.maebashi.gunma.jp